資料５－２

委託契約予定事業者の選定に係る内容審査の考え方について

委託契約予定事業者の選定における内容審査は、申請団体から提出のあった企画提案書等における提案内容について、「評価項目」「評価のポイント」を基に点数化（極めて妥当～不十分）していただくものです。

評価項目		評価					評価のポイント
		極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分	
1次審査項目	1．事業者の学齢期の児童を含む子どもの居場所を運営した実績	5	4	3	2	1	様式２号をもとに評価
	2．管理者及び担当者の学齢期の児童を含む子どもの居場所を運営した実績	5	4	3	2	1	様式３号・4号をもとに評価
	3．スケジュールの具体性・実現可能性	5	4	3	2	1	業務工程表をもとに評価
	4．見積金額	10～0 価格＝10×（1-最低見積価格率/見積価格率）					3年間の国庫補助基準額合計見積金額に占めるの割合が最も低い応募者を10点満点とし、 その他の応募者は「3年間の合計見積金額の最低額÷応募者の3年間の合計見積額×10点」で評価点を

評価項目　**評価（点数）**　**評価のポイント**

評価のポイント
事業運営を滞りなく実施できるかを判断するポイントおよび評価における普通・妥当・不十分の判断基準を記載

また、それぞれの評価（極めて妥当～不十分）に係る考え方は、以下のとおりです。

評価内容	考え方	
極めて妥当	**最加点**	評価のポイントを充足しつつ新たな提案が複数ある。
妥当	**加　点**	評価のポイントを充足しつつ新たな提案がある。
普通	**基礎点**	概ね評価のポイントの通りである。
やや不十分	**減　点**	評価のポイントより一部不足事項がある。
不十分	**最減点**	評価のポイントより大部分不足事項がある。

各評価における点数配分は異なっております。
（当市が重要と考える項目の配点を高く設定）